

犯罪被害者に対する心理療法・カウンセリングに関する 実態調査ウェブアンケート集計結果（心理職）

1 回答者（156人）の属性（問1～4）

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 性別 | 女性119人、男性37人 |
| (2) 年齢 | 30代45人、50代40人、40代39人、60代以上26人、20代6人 |
| (3) 専門資格 | 臨床心理士129人、精神保健福祉士10人、
看護師・保健師4人、その他30人 |
| (4) 専門職としての臨床経験年数 | 20年以上45人、5～9年41人、10～14人40人、
15～19年19人、5年未満11人 |

2 現在の職場（問5）【重複回答あり、上位3つ】

- ・ 小、中、高等学校その他教育相談機関41人
- ・ 診療所（精神科・心療内科）36人
- ・ 心理相談室・心理カウンセリング専門機関（大学や病院内部に設置されていない独立した機関）34人
- ・ 民間・行政の被害者支援機関・相談機関34人

3 これまで心理療法・心理カウンセリングを実施したことのある犯罪被害者の人数（問6）

「1～9人」68人、「20人以上」40人、「0人」31人、「10～19人」17人

4 平成26年4月1日から回答日までにおける犯罪被害者の心理療法・心理カウンセリング（問7～11） 【問7、8及び11は重複回答あり、上位3つ】

- (1) 犯罪被害者の心理療法・心理カウンセリングを実施していた職場（問7）
 - ・ 民間・行政の被害者支援機関・相談機関34人
 - ・ 心理相談室・心理カウンセリング専門機関（大学や病院内部に設置されていない独立した機関）25人
 - ・ 診療所（精神科・心療内科）23人
- (2) 犯罪被害者の心理療法・心理カウンセリングを実施していた主たる職場の所在都道府県（問8）
東京都27人、兵庫県9人、大阪府8人
- (3) 医療機関等で心理療法や心理カウンセリングを実施した犯罪被害者の実人数（問9）
「1人」25人、「2人」19人、「10人以上」19人
- (4) 医療機関等で心理療法・心理カウンセリングを実施した犯罪被害者の犯罪種類別実人数（問10）

ア 性犯罪	「1人」30人、「0人」21人、「2人」12人
イ 生命・身体を脅かす故意の犯罪	「1人」29人、「0人」24人、「2人」10人
ウ その他の犯罪（交通事故、医療事故等）	「0人」67人、「1人」10人、「2人」5人
- (5) 問10の面接形態（問11）
 - ・ 心理相談室等で心理面接実施（メンタル科医療機関の併診なし）39人
 - ・ 公的助成を受けた相談機関等（民間被害者支援団体等）で心理面接実施37人
 - ・ 医療機関での保険診療（診療補助者）として心理面接実施25人
- (6) 問10の面接形態別 人数、自由診療分の1回の平均面接時間・面接料、心理療法（問11）

ア 医療機関での保険診療（診療補助者）として心理面接実施	「1人」10人、「2人」6人、「3人」3人
------------------------------	-----------------------

- ・被害者への心理教育や情報提供を含む支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）22人
- ・上記以外の支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）11人
- ・眼球運動による脱感作と再処理法（EMDR）7人

イ 医療機関での自由診療（診療補助者）として心理面接実施

- 「2人」5人、「1人」4人、「5人」2人
- 50分以上60分未満6人、40分以上50分未満2人、60分以上70分未満2人、90分以上100分未満2人
- （平均面接料）5,000円以上8人、4,000円台2人、1,000円未満1人、3,000円台1人
- （初回面接料）5,000円以上9人、4,000円台2人、1,000円未満1人
- ・被害者への心理教育や情報提供を含む支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）11人
- ・上記以外の支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）5人
- ・眼球運動による脱感作と再処理法（EMDR）4人

ウ 心理相談室等で心理面接実施（メンタル科医療機関の併診あり）

- 「1人」4人、「2人」3人、「10人以上」2人
- 60分以上70分未満5人、50分以上60分未満4人、0分以上10分未満2人
- （平均面接料）3,000円台4人、1,000円未満3人、5,000円以上3人
- （初回面接料）1,000円未満4人、5,000円以上4人、2,000円台2人、3,000円台2人
- ・被害者への心理教育や情報提供を含む支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）12人
- ・長時間曝露療法（PE）5人
- ・上記以外の支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）4人
- ・認知処理療法（CPT）4人

エ 心理相談室等で心理面接実施（メンタル科医療機関の併診なし）

- 「1人」13人、「2人」9人、「3人」5人、「10人以上」5人
- 50分以上60分未満18人、60分以上70分未満14人、0分以上10分未満2人、30分以上40分未満2人
- （平均面接料）1,000円未満16人、5,000円以上12人、3,000円台6人
- （初回面接料）1,000円未満18人、5,000円以上11人、4,000円台5人
- ・被害者への心理教育や情報提供を含む支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）36人
- ・上記以外の支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）18人
- ・長時間曝露療法（PE）5人
- ・子供を対象としたトラウマフォーカスト認知行動療法（TF-CBT）5人
- ・眼球運動による脱感作と再処理法（EMDR）5人

オ 公的助成を受けた相談機関等（民間被害者支援団体等）で心理面接実施

- 「1人」15人、「2人」7人、「10人以上」6人
- 60分以上70分未満17人、90分以上100分未満11人、50分以上60分未満5人
- （平均面接料）1,000円未満28人、5,000円以上8人、3,000円台1人
- （初回面接料）1,000円未満30人、5,000円以上7人
- ・被害者への心理教育や情報提供を含む支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）36人
- ・上記以外の支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）15人
- ・長時間曝露療法（PE）6人

5 犯罪被害者に対する保険診療外での有料心理面接の実施経験の有無・平均的面接頻度（問12）

(1) 有無

ない154人、ある46人

(2) 犯罪被害者に保険診療外で有料心理面接を行った場合の平均的な面接頻度

- ア 初回相談後3か月まで 週1回23人、月2回17人、月1回6人
- イ 初回相談後4か月以降6ヶ月まで 月2回27人、月1回9人、週1回8人
- ウ 初回相談後7か月以降1年まで 月1回21人、月2回13人、月1回未満8人

6 犯罪被害によるPTSDに対して実施している心理療法（問13）【重複回答あり、上位3つ】

- ・ 被害者への心理教育や情報提供を含む支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）110人
- ・ ストレス・マネジメント法58人
- ・ 抑うつ・不安に対する認知行動療法44人

7 これまで心理療法・心理カウンセリングを行った犯罪被害者から、心理療法・心理カウンセリングの費用に関する公的支援制度がないことへの困惑や意見を聞いたことがあるか。（問14）

いいえ73人、はい52人

「はい」の内容（一部抜粋・要約）

仕事を休んで病院やカウンセリングに通っているのに、経済的に苦しい。交通費と合わせてカウンセリング費用の負担が大きい。

支援制度があるが、回数が限定されている。

カウンセリングを受けたいが、時間もお金もなく、どの病院がいいのかも分からない。

公的機関ではきちんとしたカウンセリングが受けられない。

8 これまで治療を行った犯罪被害者のうち、心理療法・心理カウンセリングの費用がネックとなり、通院をやめたり、本来受けた方がよい心理療法を受けられなかった者はいたか。（問15）

いいえ77人、はい48人

「はい」の内容（一部抜粋・要約）

本来なら毎週または2週に1回など間隔を決めてカウンセリングを進めたいが、経済的な理由から月に1回などと回数を減らす傾向があり、効果が上がりにくい。

警察の犯罪被害者無料相談の回数に制限があったため、制限回数以上のカウンセリングは実施できなかった。また、費用のこともあり、他機関につなげることもできなかった。

カウンセリング費用が高いことが、中断の契機となりやすい。

9 犯罪被害者の支援や精神的ケアに関する研修や講義を受けたことがあるか。（問16）

ある138人、ない18人

10 これまでに受講した研修の内容（問17）【重複回答あり、上位3つ】

- ・ 犯罪被害者の心理、犯罪被害者支援107人
- ・ 支持的精神療法（一般的な心理カウンセリングを含む。）71人
- ・ 抑うつ・不安に対する認知行動療法70人

11 犯罪被害給付制度による被害者への給付内容の概要について知っているか。（問18）

- ・ 知っているが、犯罪被害者のクライアントに制度を紹介したことはない74人
- ・ 知らない145人

- ・ 知っていて、犯罪被害者のクライアントに制度を紹介したことがある37人

12 犯罪被害者に対する経済的支援についての御意見（問19）

（一部抜粋・要約）

犯罪被害に遭い、働けない状態になり収入も失い、経済的に困惑している状況で身体症状以外の医療を受ける余裕がない方がいる。被害にあった上にさらに負担が被害者本人にかかることに疑問を感じる。また、凶悪犯罪ではなくても深い傷を負っている方がいる。誰でも申告すれば医療費の補助を受けられるというのは難しいと思うが、せめて警察へ届け出た方だけでも医療費の支援を行うようにできればと思う。また、カウンセリングは保険診療対象外のところが多く、どうしても患者さんの負担が大きくなるので、カウンセリングについても経済的支援の対象として考えてほしい。

地方では、PTSD治療が可能な医療機関そのものが地域資源として不足しているので、経済的な支援と並行して、犯罪被害者支援ができる専門家・専門機関の育成も重要な課題だと感じている。

カウンセリング料金が支援され、犯罪被害者が利用しやすいものになると、回復に大きく寄与できると思う。

教育相談機関を含むあらゆる機関にパンフレットなどがあると、経済的支援についても紹介しやすいと思う。

現在有効性が実証されているプログラムの平均回数の費用負担をしてもらえるような制度の確立を希望する。

クライアントが、犯罪被害について初回の面談では話さずに、治療者と徐々に信頼関係が築けてから話し出すこともある。クライアントがそれまでに受診した精神科医療機関では、専門的な診療ができず、様子を見てからというケースもある。そのため、保険外の診療では、面談の時間と回数がかかり、費用の負担がかなりになる。当事者がどこの医療機関へ行けば専門的な治療が受けられるかがわかるよう紹介するなどの支援も含めて、経済的な支援を考えるべきだと思う。また、都道府県によっては、そのような専門家がない地域もあるようなので、地域ごとでの専門家確保も経済負担の軽減につながると考えられる。

経済的支援をカウンセリングや精神科にかかる費用とするならば、精神科の受診料は一定程度補助があるとよいと思う。ただし、現行で、給付金や被害者支援ネットワークの支援金などを使用してある程度補っている被害者もあり、関わっている機関や与えられた情報によって支援に差が出ていることが問題だとも感じる。カウンセリングに関しては、被害者支援センターや警察の心理相談のような、無料で提供できる機関において精神的支援の技術や制度を整え、被害者が社会復帰するまで支援できる枠組みを作ることが、ひいては経済的支援につながるように思う。

被害者が払うカウンセリング費用が高額であることも、継続的な支援が難しい要因になっているかと思うが、より大きな問題は、カウンセリングを実施している機関が必要な回数を提供できないことではないかと思う（3回、5回という機関も多いと聞いている）。こういった問題は、カウンセリングを実施する機関の、心理士の雇用に関する経済的な事情にもよっているのではないかと思うので、既存の犯罪被害者へのカウンセリング実施機関にお金が下りようになると、必要とされているケアの提供につながりやすいのではないかと考える。

被害者でもカウンセリングなどを受けずに一人で苦しんでいる人の方が多いだろうと推測する。特に性被害者はなかなか相談ができないだろうと思う。窓口となる警察官が被害者に対する様々な公的サービスや民間の支援機関の利用をもう少し強く勧めてくれるといいのではないか。